



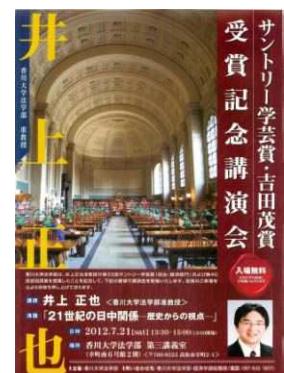
法学部の様子

法学部の出来事や、各ゼミの活動の様子をご紹介します

<井上正也准教授 サントリー学芸賞・吉田茂賞受賞記念講演会を開催>

井上正也准教授は、単著『日中国交正常化の政治史』(名古屋大学出版会)を平成22年に公刊し、これに対し、平成23年に第38回サントリー学芸賞(政治・経済部門)および平成22年に第40回吉田茂賞を受賞しました。サントリー学芸賞は、サントリー文化財団が広く社会と文化を考える独創的で優れた研究・評論活動を行った個人に対し贈呈される権威ある学術賞です。「人文科学、社会科学の芥川賞」といわれております。また、吉田茂賞は、1971年に創設され、吉田茂国際基金によって「国際的教養の豊かな前途有為な学者」に授与される学術賞であり、日本外交史、日米関係史、日中関係史等の分野で顕著な業績を上げた若手研究者に授与されるものです。

法学部は、井上准教授の2つの栄えある受賞を記念して、本年7月20日に、記念講演会を開催しました。演題は「21世紀の日中関係—歴史からの視点—」です。100人を超える参加者があり、うち学外の一般参加者は半数を占め、盛況の内に終わりました。アンケート結果も好評で、井上准教授の日中関係のとらえ方がたいへん有意義であった等アンケート結果からも井上准教授の講演は好評を博し、法学部への期待の高さもうかがわれました。



＜法学部卒・司法試験合格者が続々＞

本年度の司法試験合格者の発表が9月11日に行われました。法学部卒業生からは、10名が司法試験に合格しました。合格者は、法学部内のサークルである法学研究会(※)または藍青会(両会とも顧問は辻上佳輝准教授)で勉強していた学生も多くいます。

本年度の合格者の特色は次の通りです。

①早期卒業生：3年次修了時に法学部を卒業した早期卒業生が1名おります。

②特待生：立命館大学法科大学院特待生、中央大学法科大学院特待生がそれぞれ1名おります。

③既修者コースからの合格者：法科大学院の在学期間は、一定の法学素養があると認められた者は既修者コースに進みますが、この場合、在学期間は2年間となり、それだけ法科大学院での学習は厳しくなります(通常は、未修者コースに進み3年間在学します)。法学部卒業生でも既修者コースに進学する者は必ずしも多くありません。本年度は、既修者コースに進学した卒業生が合格しました。この卒業生は、法科大学院特待生です。

④受験回数：受験1回の合格者が3名おります。

現行制度上、司法試験を受験するためには、一般的には、法科大学院に進学する必要がありますが、法学部は、毎年、四国ロースクールはもちろんのこと、全国各地の有名な法科大学院への進学者を輩出しており、次年度も優秀な卒業生が全国の法科大学院へと進学します。近隣の府県にある有力な法科大学院にトップ合格する法学部卒業生もいます。

今後の法学部卒業生の法科大学院進学へのさらなる躍進をご期待下さい。

※法学研究会の活動

法学部唯一の公認学生サークル「法学研究会」は、昭和41年の創部以来、一度も途切れることなく活動しています。毎年、「全日本学生法律討論会」の出場を目標に努力していますが、今年は惜しくも敗退。地方予選で5位でした。全体としては下位に甘んじたとはいえ、個人の成績は比較的よく、3回生の川田君が質問賞を受賞しました。

全国討論会に進出できなかったことは大変残念ですが、10月24日には学内で討論会を予定しています。高度な問題に取り組む、熱心なサークルです。これからも応援下さい。

＜法学部ホームページのご案内＞

法学部ではホームページを通じて、様々な情報を発信しています。

教員紹介や入学試験情報、卒業生の就職・進路状況などの法学部の基礎的情報の他、「法学部の出来事」のページでは、写真を交えて、法学部の日々の姿をお伝えしています。是非ご覧下さい。

法学部ホームページのURLは、http://www.kagawa-u.ac.jp/kagawa-u_jl/です。

トップページ

ゼミ活動のご紹介

—特色ある活動を行っているゼミをピックアップしてご紹介します—

<三野ゼミ 豊島の産業廃棄物不法投棄事件現場視察の様子が取材を受ける>

三野靖教授のゼミでは、毎年夏休みに、豊島・小豆島で合宿をしています。豊島の産業廃棄物不当投棄事件の現場を訪れ、現地を見て、住民の方のお話をうかがっています。学生にとっては、とても貴重な経験になっているようです。コンセプトは、「現場から自治を考える」「行政の過ちの大きさを肌身で感じる」ということです。

今回は、KSB瀬戸内海放送の取材が入りました。9月17(月)18:15~KSBスーパーJチャンネルで放送されました。「地域から地方自治を考える教育に取り組んでいる」という視点から、取材が入りました。香川大学法学部は、地域の視点から物事を考える教育をしていることを視聴者に理解していただければ幸いです。



ゼミ生は、この経験を通して、香川という地域の視点に立って、行政が求められていることは何か、とりわけ豊島の産業廃棄物不法投棄事件を通して、「現場から地方自治のあり方」を考え、「行政に過ちがあるとすれば、それはどのようなものであるか」などを肌で感じ、そこから、地方自治に対する関心もいっそう深まり、ゼミ生にさまざまな問題意識が芽生えているようです。このような取組みを通して、本学部の教育目標である政策立案能力・紛争解決能力の育成につながれば幸いです。また、地域社会の皆さんに、本学部の教育研究に対して理解が深まれば幸いです。

<神江ゼミ 特別養護老人ホームへの福祉ボランティア>

神江伸介教授のゼミでは、8、9年前から高松市宮脇町にある「社会福祉法人さぬき」が運営する養護老人ホームを訪問して、入所者の方々と会話をしたり、売店のお手伝いをしたりするなど、ボランティア活動に取り組んでいます。

わが国は超高齢社会を迎えるとしており、ますます社会福祉への社会の関心は高まるものと思われます。このような将来状況に対し、神江ゼミは、今後さらに求められる高齢者ボランティア活動の必要性、高齢者ボランティアと他の一般ボランティアの違いおよび高齢者ボランティアの注意事項などを、実践を通して学んできました。また、高齢者ボランティアの実践から、ゼミ生たちは、世代の異なる入所者の方々とのコミュニケーションの難しさを痛感するだけでなく、入所者が車椅子に乗っての移動を手伝う車椅子の難しさも実感しています。日々汗を流されている職員の方々のご苦労と喜びも共有できるようになりました。

このようなゼミ活動を通して、ゼミ生が、将来到来するが国の超高齢社会における福祉のあり方を現場から考えることができるようになる点に大きな意味があります。また、学生も社会に参加することの契機となるようです。

神江教授は、本年度末で定年退職されるので、神江ゼミは本年度が最後になります。

刑事系の3つのゼミでは、刑事法関連施設の見学を行っています

<平野ゼミ>(刑法)

平野美紀准教授のゼミでは、法律の条文を条文として理解するだけではなく、条文がどのように運用されているのかを学ぶため、年に数回、主に四国内にある刑事法に関する施設の参観を行っています。これまで、地方裁判所・家庭裁判所・刑務所(女子刑務所、医療刑務所、半官半民の刑務所である PFI 社会復帰促進センターも含む)・少年院・少年鑑別所・更生保護施設・自立更生促進センター・医療觀察法病棟等に行き、処遇の状況を見たり、現場の方にお話を伺ったりしました。

夏には少し遠くまで足をのばし、その地域の施設をいくつか訪問させていただくほか、その地に就職しているゼミの OB・OG と懇親会を行い、先輩たちから仕事の話を聞いたりしています。中には、視察先の現場に就職した人もいます。今回の合宿では、播磨社会復帰促進センターにて、農業指導をされているという、本学農学部の OB という方に声をかけられました。

写真は、神戸刑務所で撮影したものです。



<佐川ゼミ>(刑法)

佐川友佳子准教授のゼミでは、普段の大学の演習時間には刑法を勉強していますが、夏休みには、施設参観のための合宿を行っています。今年は、大阪、兵庫にある刑務所、少年院を訪問しました。

初日に訪れた大阪医療刑務所は、医療的措置が必要とされる受刑者が収容されている施設です。犯罪を何回も繰り返した高齢者も多く、ここで人生の最期を迎える人も少なくないそうで、学生も色々と考えさせられたようです。

写真は、加古川学園・播磨学園の前で撮影したものです。当学園は定員が 300 名にもなる、少年院としては大規模なところで、内部では 長期処遇・短期処遇の少年を分けて収容しています。刑を執行する場である刑務所とは異なり、少年を教育する役割を担っており、刑務所とはまた違った雰囲気に学生も驚いていました。また、家庭に問題を抱えている少年が多く、無関心な保護者に対して働きかけることが難しいなど、処遇する側の色々なご苦労も知ることができました。



<吉井ゼミ>(刑事訴訟法)

吉井匡准教授のゼミでは、ゼミのテーマとして、「刑事手続の理論と現実を学ぶ」ことを掲げています。そして、この目標を達成するためには、大学内で刑事訴訟法を学び、ゼミで刑事訴訟法の諸問題について議論するとともに、実際に自分の目で、法の運用の場面を確かめることが重要です。そこでゼミでは、学期中や夏休み、春休みを利用して各地の刑事法関連施設を積極的に訪れています。

今年度は、学生の強い希望もあり、2泊3日で九州の3施設(佐賀少年刑務所・長崎刑務所・北九州医療刑務所)を巡りました。ゼミ生の多くは今回が初の刑務所見学だったようで、事前に思い描いていた「刑務所像」とは違っていた点もあったようです。施設見学後に行われる、施設の職員の方との質疑応答の際には、多くの質問がなされました。

また、後期には四国内の刑事法関連施設の見学も行う予定です。

写真は、長崎刑務所見学後に立ち寄った、旧長崎刑務所正門前で撮影したものです。

